

新宿区居住支援協議会会則 新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条から第 1 3 条まで 略 付 則 この会則は、令和 2 年 2 月 4 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。 <u>付 則</u> <u>この会則は、令和 8 年 9 月 3 日から施行する。</u>	第 1 条から第 1 3 条まで 略 付 則 この会則は、令和 2 年 2 月 4 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 2 月 1 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 3 年 4 月 2 0 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 月 2 9 日から施行する。 付 則 この会則は、令和 6 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

改 正 案			現 行		
別表第 1			別表第 1		
学識経験者	居住支援（住宅・福祉）に学識経験を有する者		学識経験者	居住支援（住宅・福祉）に学識経験を有する者	
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第七ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部 特定非営利活動法人日本地主家主協会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東京都支部		不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第七ブロック 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部新宿支部 特定非営利活動法人日本地主家主協会 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東京都支部	
居住支援団体	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 高齢者総合相談センター 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会 ホームネット株式会社 特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン		居住支援団体	新宿区民生委員・児童委員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業者協議会 高齢者総合相談センター 社会福祉法人新宿区社会福祉事業団 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会 新宿区障害者団体連絡協議会 ホームネット株式会社 特定非営利活動法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン	
地方公共団体 （新宿区）	地域振興部	多文化共生推進課長	地方公共団体 （新宿区）	地域振興部	多文化共生推進課長
	福祉部	地域福祉課長		福祉部	地域福祉課長
		障害者福祉課長			障害者福祉課長
		地域包括ケア推進課長			地域包括ケア推進課長
		高齢者支援課長			高齢者支援課長

改 正 案				現 行			
		介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 <u>児童育成担当課長</u> 男女共同参画課長 都市計画部 都市計画部長 住宅課長				介護保険課長 生活福祉課長 保護担当課長 子ども家庭部 子ども家庭課長 男女共同参画課長 都市計画部 都市計画部長 住宅課長	